

# (案)

別紙4

印 紙  
貼 付

## 契 約 書

役務の名称 厚別区役所前庭等維持管理業務

上記の役務について、発注者札幌市（以下「委託者」という。）と、  
受注者（以下「受託者」という。）は、  
次のとおり契約を締結する。

- |          |                 |    |
|----------|-----------------|----|
| 1 契約金額   | 金               | 円  |
|          | （うち消費税及び地方消費税の額 | 円） |
| 2 履行期間   | 令和3年 4月1日から     |    |
|          | 令和4年 3月31日まで    |    |
| 3 契約保証金  | 免除する。           |    |
| 4 その他の事項 | 別紙条項のとおり        |    |

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を  
保有する。

令和3年3月 日

委託者 札幌市  
代表者 市長 秋元克広  
札幌市中央区北1条西2丁目

受託者 氏名  
住 所

注) 印紙については、契約の種別ごとに課税対象であるか否かを確認すること。

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、契約書記載の役務の調達契約に関し、契約書に定めるもののか、この契約に基づき、別冊の業務仕様書に従いこれを履行しなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、役務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第3条 受託者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(再委託等の禁止)

第4条 受託者は、役務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、役務の性質上特に委託者がやむをえないと認めた場合は、この限りではない。

(監督等)

第5条 委託者は、適正な役務の遂行を図るため、受託者に対して常に状況に応じた監督を行い、契約の履行を確保するものとする。

2 受託者は、前項の規定による委託者の監督を受け、委託者から役務改善命令等がなされた場合には、その補正等の措置をしなければならない。

(委託者に対する損害賠償)

第6条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により委託者に損害を与えた場合には、委託者の定めるところにより、その一切の損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第7条 受託者は、役務の遂行上において、受託者の責に帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合には、その一切の損害を賠償しなければならない。

(検査等)

第8条 受託者は、別表に定める各期の期間ごとの役務を完了したときは、その旨を書面をもって委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内(以下「検査期間」という。)に受託者の立会のもとに役務内容の検査を行い、その結果を受託者に通知するものとする。

3 受託者は、第2項の検査に合格しないときは、委託者の指示する期間内にこれを補正しなければならない。この場合の補正の完了の通知及び検査については、前2項の規定を準用する。

(契約金額の支払)

第9条 受託者は、役務の成果について前条第2項の検査を受け、その結果当該検査に合格したときは、別表に定める各期の期間ごとの契約金額の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に前項の契約金額を支払わなければならない。

- 3 委託者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。
- 4 委託者は、契約の履行に際して、役務の一部を履行しないものがある場合には、第1項の契約金額から役務の一部を履行しない割合に相当する金額を減額することができる。
- 5 委託者は、受託者が委託者に損害を与えたときには、委託者受託者協議成立までの間、第1項の契約金額の支払を保留することができる。  
(履行遅延の場合における違約金等)

第10条 受託者の責に帰すべき事由により履行期間内に役務を完了することができない場合においては、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、契約金額につき、遅延日数に応じ、1日当り1,000分の2の割合で計算した額とする。
- 3 契約により期日を定めて分割履行する場合は、第1項の違約金は、その分割量に応ずる契約金額を基準とする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。
- 4 委託者の責に帰すべき事由により、前条第2項の規定による契約金額の支払が遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約締結の日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和24年12月大蔵省告示第991号）において定める割合で計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合行為に対する措置)

第11条 受託者は、この契約に係る入札に関して、次の各号の一に該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を委託者に支払わなければならない。この契約による役務が完了した後においても、同様とする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあっては、第50条第1項に規定する課徴金納付命令）又は第66条第4項の審決が確定したとき（同法第77条第1項の規定によるこの審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
- (2) 受託者が、公正取引委員会が受託者に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定による審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (3) 受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に該当し、刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。
- (4) 前3号に規定するもののほか、受託者又は受託者の役員若しくは受託者の使用人が独占禁止法又は刑法第96条の6の規定に該当する違法な行為をしたことが明らかになったとき。

- 2 前項に規定する場合においては、委託者は、契約を解除することができる。
- 3 前2項の規定は、委託者の受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。  
(契約の解除等)

第12条 委託者は受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 札幌市契約規則第34条第1項各号に該当するとき
- (2) 受託者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、受託者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、委託者は、契約金額の100分の10に相当する金額を賠償金として請求することができる。
- 3 第1項の規定により契約を解除された場合に受託者に損害が生ずることがあっても、受託者は、委託者に対してその損害を請求することができない。

(裁判管轄)

第13条 この契約に関する訴訟は、委託者の所在地を管轄する裁判所に提訴する。  
(その他)

第14条 受託者は、この約款に定めるもののほか、札幌市契約規則及び労働基準法、労働組合法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守するものとする。

- 2 受託者は、委託者から、業務従事者の賃金支給状況、社会保険加入状況その他労働契約状況が確認できる書類の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 この契約約款に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、委託者受託者協議のうえ定めるものとする。

別表

月	支 払 金 額
第1期 令和3年 4月1日～ 令和3年 6月30日	
第2期 令和3年 7月1日～ 令和3年 9月30日	
第3期 令和3年 10月1日～ 令和3年 12月31日	
第4期 令和4年 1月1日～ 令和4年 3月31日	
合 計	

各期別支出割合

各期ごとの支払金額は、過去3年度の実績から以下のとおりとする

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
・第1期	25%	25%	25%	25%
・第2期	40%	40%	40%	40%
・第3期	25%	25%	25%	25%
・第4期	10%	10%	10%	10%